

令和 5 年度

須賀川市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

須賀川市監査委員

6 須 監 第 2 2 号
令和6年8月19日

須賀川市長 大寺正晃 様

須賀川市監査委員 大峰和好
須賀川市監査委員 五十嵐 伸

令和5年度須賀川市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度須賀川市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度須賀川市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月23日から令和6年8月6日まで

第3 審査の着眼点

須賀川市監査基準第4条第1項第13号に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が関係法令に準拠して適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定していると認めた。

各比率については、下の表に記載のとおり早期健全化基準を下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き適正かつ持続可能な財政運営に努めていただくよう要望する。

(単位 %)

比 率 名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	12.51
連結実質赤字比率	－	－	－	17.51
実質公債費比率	5.3	5.2	8.3	25.0
将来負担比率	63.1	55.9	57.7	350.0

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「－」で表示した。

第5 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} \quad [-] \quad = \quad \frac{\text{一般会計等実質赤字額} \quad [-]}{\text{標準財政規模} \quad 19,792,467 \text{ 千円}}$$

(注) 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は1,134,871千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。このため、前年度と同様に実質赤字比率は算定されない。

また、一般会計等実質収支額の対前年度比較は、前年度1,170,087千円に比べ35,216千円減少している。これは、主に一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含むすべての会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} [-] = \frac{\text{連結実質赤字額} [-]}{\text{標準財政規模} \quad 19,792,467 \text{ 千円}}$$

連結実質収支額は 4,676,402 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。このため、前年度と同様に連結実質赤字比率は算定されない。

また、一般会計等実質収支額の対前年度比較は、前年度 4,635,113 千円に比べ 41,289 千円増加している。これは、主に一般会計や国民健康保険特別会計の実質収支額が減少したものの、水道事業会計や下水道事業会計の資金剰余額が増加したことによるものである。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年（令和3年度から令和5年度）の平均値である。

	(3,344,622千円 + 1,098,013千円)		(485,194千円 + 2,986,342千円)
	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)	－	(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
実質公債費比率（単年度）＝	<hr/>		
5.77824%（令和5年度）	標準財政規模	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
	19,792,467千円		2,986,342千円
実質公債費比率（3カ年平均）	＝	5.3%	※ 令和3年度 5.26207% 令和4年度 4.99055%

実質公債費比率は5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

また、実質公債費比率の対前年度比較は、前年度5.2%に比べ0.1ポイント増加している。単年度の比率では5.77824%となっており、前年度4.99055%に比べ0.78769ポイント増加している。

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

	57,886,050 千円		(4,055,670 千円 + 6,088,954 千円 + 37,131,831 千円)
将来負担比率	将来負担額	－	(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
=	標準財政規模	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
63.1%	19,792,467 千円		2,986,342 千円

将来負担比率は 63.1% となっており、前年度 55.9% に比べ 7.2 ポイント増加しているが、早期健全化基準の 350.0% を下回っている。

また、将来負担額の対前年度比較は、前年度 58,058,924 千円に比べ 172,874 千円減少している。これは、主に組合負担等見込額が増加したものの、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものである。

令和5年度須賀川市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和5年度決算に基づく資金不足比率
 - (1) 須賀川市水道事業会計
 - (2) 須賀川市下水道事業会計
 - (3) 須賀川市特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月23日から令和6年8月6日まで

第3 審査の着眼点

須賀川市監査基準第4条第1項第14号に基づき、各事業の資金不足比率が関係法令に準拠して算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定していると認めた。

各比率については、下の表に記載のとおり経営健全化基準を下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き適正かつ持続可能な財政運営に努めていただくよう要望する。

(単位 %)

会計名	資金不足比率			経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
特定地域戸別合併処理浄化槽 整備事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足がない場合は「—」で表示した。

第5 資金不足の状況

1 水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
資金不足額（ $A = a + b - c$ ）	△ 2,585,705	△ 2,456,032	△ 129,673
流動負債（ a ）	222,810	412,403	△ 189,593
算入地方債現在高（ b ）	0	0	0
流動資産（ c ）	2,808,515	2,868,435	△ 59,920
事業規模（ B ）	1,426,993	1,445,354	△ 18,361
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	—	—	—

（注）資金不足額 A が △ の場合は、資金剰余額を示している。

（注）本年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。資金不足比率は、資金不足がない場合は「—」で表示した。

2 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
資金不足額（ $A = a + b - c$ ）	△ 329,717	△ 265,597	△ 64,120
流動負債（ a ）	314,476	281,262	33,214
算入地方債現在高（ b ）	142,814	148,476	△ 5,662
流動資産（ c ）	787,007	695,335	91,672
事業規模（ B ）	724,496	718,634	5,862
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	—	—	—

（注）資金不足額 A が △ の場合は、資金剰余額を示している。

（注）本年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。資金不足比率は、資金不足がない場合は「—」で表示した。

3 特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
資金不足額（ $A = a+b-c-d$ ）	0	0	0
歳出額（ a ）	5,779	5,333	446
算入地方債現在高（ b ）	0	0	0
歳入額（ c ）	5,779	5,333	446
解消可能資金不足額（ d ）	0	0	0
事業規模（ B ）	2,725	2,685	40
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	—	—	—

（注）本年度は、 $A = 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。資金不足比率は、資金不足がない場合は「—」で表示した。

(参考) 用語の説明

【 用 語 】

○資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す。

○資金不足額

(法適用) (流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d
※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

(法非適用) (歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d
※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。
※ 歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

○流動負債 a

貸借対照表の流動負債の額から、流動負債の企業債を控除した額。

○算入地方債現在高 b

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。

○流動資産 c

貸借対照表の流動資産の額から、翌年度に繰り越した事業の財源を控除した額。

○解消可能資金不足額 d

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合に、控除する一定の額。資金不足が発生しない事業については、算定不要。

○事業規模

(法適用) 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用) 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額